

第8回成田市農業委員会総会議事録

令和6年2月8日

成 田 市 農 業 委 員 会

1. 開催日時 令和6年2月8日(木)
午後3時から午後4時32分

2. 開催場所 市役所6階 大会議室

3. 定数及び現員 定数19名 現員19名

4. 出席委員 19名

議長 諏訪恵昨

1番	木村知子	10番	森川光江
2番	大竹卓	11番	矢崎光二
3番	宮城敏彦	12番	萩原孝次
4番	田中敏雄	13番	小川美智子
5番	浅井弘一	15番	宇井甲司郎
6番	京相稔	16番	泉水厚子
7番	加藤茂	17番	藤崎明
8番	渡邊義行	18番	坂田一郎
9番	諏訪和恵	19番	湯浅恵介

5. 欠席委員 なし

6. 議事日程等

第1 議事録署名人の選出

第2 会議書記の任命

第3 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第3号 農地法の規定に基づく許可を要しない土地の証明願について

議案第4号 令和5年度第13次農用地利用集積計画の決定について

議案第5号 農用地利用集積等促進計画案(令和6年2月)について

報告第1号 専決処分について

報告第2号 農地法第18条第6項の規定による通知について

報告第3号 農地法の許可を要しない農地転用について

報告第4号 農地等の現況に関する照会について

7. 出席した農業委員会事務局職員

事 務 局 長	井 上 裕 二
主幹兼農地係長	酒 井 宏 幸
振 興 係 長	鎌 形 清 人
主 査	宮 内 孝 史
主 査	青 柳 紀 生

8. 傍聴人

なし

○議長 総会に先立ちまして、事務局より発言を求められておりますので、これを許可します。

(井上事務局長の挙手あり)

○議長 井上事務局長

○井上事務局長 事務局よりご報告等申し上げます。

議案集の9ページをお開きください。

議案第2号、農地法第5条の規定による許可申請について①売買の2番について、太陽光発電設備への転用という申請でございますが、申請者から許可申請を取り下げたいという連絡がありました。従いまして、本総会におけるご審議は不要となりましたので、ご了承いただきますようお願いいたします。

なお、取り下げに伴いまして、議案集2ページの総括表の数値も変わってきますので、大変申し訳ありませんが、ご訂正のほどよろしくお願いいたします。

(数値等について説明)

○議長 ありがとうございます。ただ今の出席委員は、19名全員です。

定足数に達しておりますので、ただ今から第8回成田市農業委員会総会を開会し、直ちに会議に入ります。

議案の審議に先立ちまして、1月の総会以降の農業委員会業務につきましては、お手元に配布しました「諸般の報告」のとおりでございます。ご了承願います。

次に、議事録署名人の選出でございますが、慣例により、議長において、17番 藤崎明委員、18番 坂田一郎委員の両名を指名いたします。また、書記に鎌形振興係長を任命します。

○議長 それでは、本日提案されます議案及び報告につきましては、

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第3号 農地法の規定に基づく許可を要しない土地の証明願について

議案第4号 令和5年度第13次農用地利用集積計画の決定について

議案第5号 農用地利用集積等促進計画案（令和6年2月）について

報告第1号 専決処分について

報告第2号 農地法第18条第6項の規定による通知について

報告第3号 農地法の許可を要しない農地転用について

報告第4号 農地等の現況に関する照会について

以上、議案5件、報告4件でございます。

○議長 始めに議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請については、農業委員会等に関する法律第31条の規定により、藤崎委員は議事に参与できませんので、暫時退室願います。

(藤崎 委員 退室)

○議長 それでは、議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請について、を提案いたします。事務局より説明をお願いいたします。

(井上事務局長の挙手あり)

○議長 井上事務局長

○井上事務局長 議案集3ページをお開きください。

「議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について」でございます。全体で12件の申請がございました。

①売買でございます。7件の申請がございました。

1番及び2番は同一の譲受人による申請であり、関連がございますので、一括してご説明いたします。

譲受人である香取市の法人が、1番は、関戸にお住まいの譲渡人が所有する、土屋の田4筆、合計216.33㎡を、2番は、関戸にお住まいの譲渡人が所有する、土屋の田2筆、合計217㎡を売買により取得したいという申請でございます。譲受人の事由は、「農業経営の拡大」というもので、取得後は自ら耕作する旨の確約書が添付されております。譲渡人の事由は、ともに「耕作出来ないため、申請地を譲渡したい」というもので、総会資料1ページが案内図でございます。

続きまして、議案集4ページでございます。

3番、新川にお住まいの譲受人が、四街道市及び山梨県西八代郡市川三郷町にお住まいの譲渡人が所有する、新川の田4筆、合計3,520㎡を売買により取得したいという申請でございます。

譲受人の事由は、「自宅に近く、耕作に便利な申請地を取得したい」というもので、取得後は自ら耕作する旨の確約書が添付されております。譲渡人の事由は、「高齢で後継者もいないため、申請地を譲渡したい」というもので、総会資料2ページが案内図でございます。

4番、伊能にお住まいの譲受人が、船橋市にお住まいの譲渡人が所有する、伊能の畑2筆、合計2,410㎡を売買により取得したいという申請でございます。

譲受人の事由は、「経営面積の拡大」というもので、取得後は自ら耕作する旨の確約書が添付されております。譲渡人の事由は、「高齢で後継者もいないため、申請地を譲渡したい」というもので、総会資料3ページが案内図でございます。

続きまして5番は、芦田にお住まいの譲受人が、千葉市若葉区にお住まいの譲渡人

が所有する、芦田の畑1筆、206㎡を売買により取得したいという申請でございます。譲受人の事由は、「自宅に隣接する農地で耕作に便利であるため、申請地を取得したい」というもので、取得後は自ら耕作する旨の確約書が添付されております。譲渡人の事由は、「高齢かつ遠方在住で後継者もないため、申請地を譲渡したい」というもので、総会資料4ページが案内図でございます。

議案集5ページでございます。

6番、富里市にお住まいの譲受人が、南三里塚にお住まいの譲渡人が所有する、南三里塚の畑4筆、合計14,719㎡を売買により取得したいという申請でございます。

譲受人の事由は、「隣接地及び近隣に耕作地があり、農業経営の拡大をしたい」というもので、取得後は自ら耕作する旨の確約書が添付されております。譲渡人の事由は、「高齢で後継者もないため、申請地を譲渡したい」というもので、総会資料5ページが案内図でございます。

続きまして7番につきましては、2月5日開催の第1小委員会におきまして、新規就農面接を行った案件でございます。

吉岡にお住まいの譲受人が、同じく吉岡にお住まいの譲渡人が所有する、吉岡の畑1筆、1,895㎡を売買により取得したいという申請でございます。

譲受人の事由は、「自宅に隣接する農地を譲り受け、新規に就農したい」というもので、取得後は自ら耕作する旨の確約書が添付されております。譲渡人の事由は、「高齢になり、経営面積を縮小したい」というもので、総会資料6ページが案内図でございます。

議案集6ページでございます。

②贈与でございますが、2件の申請がございました。

1番及び2番は同一世帯における申請であり、関連がございますので一括してご説明いたします。

名木にお住まいの贈与者が、1番は、名木にお住まいの受贈者に、名木の畑1筆及び田1筆、合計1,404㎡を、2番は、名木にお住まいの受贈者に、名木の田5筆、合計7,463㎡を贈与したいという申請でございます。

受贈者の事由といたしまして、1番は、「父より生前贈与を受ける」、2番は、「祖父より生前贈与を受ける」というもので、それぞれ、取得後は自ら耕作する旨の確約書が添付されております。贈与者の事由は、「子及び孫に生前贈与する」というもので、総会資料7ページ及び8ページが案内図でございます。

議案集7ページでございます。

③使用貸借権の設定でございます。1件の申請がございました。

1 番、所にお住まいの借受人が、所にお住まいの貸付人が所有する所の畑 1 2 筆、合計 2 2, 3 7 3 m²に、使用貸借権を設定したいという申請でございます。

借受人の事由は「父と使用貸借により権利を設定したい」というもので、取得後は自ら耕作する旨の確約書が添付されております。貸付人の事由は、「高齢の為、後継者である子と使用貸借により権利を設定したい」というもので、総会資料 9 ページが案内図でございます。

議案集 8 ページでございます。

④賃借権の設定でございますが、2 件の申請がございました。

1 番及び 2 番は同一の賃借人による申請であり、関連がございますので、一括してご説明いたします。なお、本件につきましても、2 月 5 日の第 1 小委員会におきまして新規就農面接を実施しております。

賃借人である市原市の法人が、1 番は、大和田にお住まいの賃貸人が所有する、大和田の田 2 筆、合計 6, 1 2 5 m²に、2 番は、大和田にお住まいの賃貸人が所有する、大和田の田 1 筆、3, 3 7 8 m²に賃借権を設定したいという申請でございます。

賃借人の事由は、「農業経営の実施に伴い、経営確立のために申請地を賃借したい」というもので、取得後は自ら耕作する旨の確約書が添付されております。賃貸人の事由は、ともに「後継者がおらず、経営規模を縮小するため申請地を貸し付けたい」というもので、総会資料 1 0 ページが案内図でございます。

以上で「議案第 1 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について」の説明を終わらせていただきます。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長 それでは、①売買について審議いたします。法令に基づく詳細な説明をお願いいたします。

(宮内主査の挙手あり)

○議長 宮内主査

○宮内主査 3 条①売買の 1 番及び 2 番につきましては、法人による農地の売買でございます。法人形態は株式会社、事業要件は必須条件の農業について、農産物の生産と販売が定款及び登記事項証明書の目的欄に記載されております。構成員要件の構成員は 6 名であり、議決権要件については、構成員である役員 6 名が法人の農業の常時従事者であり、その者の議決権の割合は 1 0 0 % となり、総数の過半を満たしております。また、業務執行権要件は、構成員である役員 6 名が法人の農業に常時従事しております。このことから、農地所有適格法人の要件を満たしております。

提出されました許可申請書及び添付書類等を事前調査しましたところ、許可基準第 1 号の「農地のすべてを効率的に利用して耕作の事業を行うこと」については、要件を満たしております。

許可基準第4号の「法人が行う農作業に常時従事すること」についても、農作業に従事する日数が年間150日以上であり、要件を満たしております。

許可基準第6号の「地域との調和要件」ですが、売買の1番及び2番は、田6筆を取得し、大豆を作付けしたいという営農計画です。

取得後に行う耕作の内容並びにその農地の位置及び規模からみて、農地の集団化、農作業の効率化、その他周辺の地域における農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障を生じないと判断されます。

以上のことから、売買の1番及び2番については、農地法第3条第2項各号の不許可の場合に当てはまらないと判断いたしました。

なお、譲受人は認定農業者です。

続きまして、3条①売買の3番につきましては、提出されました許可申請書及び添付書類等を事前調査しましたところ、許可基準第1号の「農地のすべてを効率的に利用して耕作の事業を行うこと」については、要件を満たしております。

許可基準第4号の「農作業に常時従事すること」については、農作業に従事する日数が年間150日以上であり、要件を満たしております。

許可基準第6号の「地域との調和要件」ですが、売買の3番は、田4筆を取得し、水稻を作付けしたいという営農計画です。

取得後に行う耕作の内容並びにその農地の位置及び規模からみて、農地の集団化、農作業の効率化、その他周辺の地域における農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障を生じないと判断されます。

以上のことから売買の3番は、農地法第3条第2項各号の不許可の場合に当てはまらないと判断いたしました。

なお、譲受人は認定農業者です。

続きまして、3条①売買の4番につきましては、提出されました許可申請書及び添付書類等を事前調査しましたところ、許可基準第1号の「農地のすべてを効率的に利用して耕作の事業を行うこと」については、要件を満たしております。

許可基準第4号の「農作業に常時従事すること」については、農作業に従事する日数が年間150日以上であり、要件を満たしております。

許可基準第6号の「地域との調和要件」ですが、売買の4番は、畑2筆を取得し、甘藷を作付けしたいという営農計画です。

取得後に行う耕作の内容並びにその農地の位置及び規模からみて、農地の集団化、農作業の効率化、その他周辺の地域における農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障を生じないと判断されます。

以上のことから売買の4番は、農地法第3条第2項各号の不許可の場合に当てはま

らないと判断いたしました。

なお、譲受人は認定農業者です。

続きまして、3条①売買の5番につきましては、提出されました許可申請書及び添付書類等を事前調査しましたところ、許可基準第1号の「農地のすべてを効率的に利用して耕作の事業を行うこと」については、要件を満たしております。

許可基準第4号の「農作業に常時従事すること」については、農作業に従事する日数が年間150日以上であり、要件を満たしております。

許可基準第6号の「地域との調和要件」ですが、売買の5番は、畑1筆を取得し、落花生を作付けしたいという営農計画です。

取得後において行う耕作の内容並びにその農地の位置及び規模からみて、農地の集団化、農作業の効率化、その他周辺の地域における農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障を生じないと判断されます。

以上のことから売買の5番は、農地法第3条第2項各号の不許可の場合に当てはまらないと判断いたしました。

なお、譲受人は認定農業者ではありません。

続きまして、3条①売買の6番につきましては、提出されました許可申請書及び添付書類等を事前調査しましたところ、許可基準第1号の「農地のすべてを効率的に利用して耕作の事業を行うこと」については、要件を満たしております。

許可基準第4号の「農作業に常時従事すること」については、農作業に従事する日数が年間150日以上であり、要件を満たしております。

許可基準第6号の「地域との調和要件」ですが、売買の6番は、畑4筆を取得し、甘藷を作付けしたいという営農計画です。

取得後において行う耕作の内容並びにその農地の位置及び規模からみて、農地の集団化、農作業の効率化、その他周辺の地域における農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障を生じないと判断されます。

以上のことから売買の6番は、農地法第3条第2項各号の不許可の場合に当てはまらないと判断いたしました。

なお、譲受人は認定農業者ではありません。

続きまして、3条①売買の7番につきましては、提出されました許可申請書及び添付書類等を事前調査しましたところ、許可基準第1号の「農地のすべてを効率的に利用して耕作の事業を行うこと」については、要件を満たしております。

許可基準第4号の「農作業に常時従事すること」については、農作業に従事する日数が年間150日以上であり、要件を満たしております。

許可基準第6号の「地域との調和要件」ですが、売買の7番は、畑1筆を取得し、

甘藷を作付けしたいという営農計画です。

取得後において行う耕作の内容並びにその農地の位置及び規模からみて、農地の集団化、農作業の効率化、その他周辺の地域における農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障を生じないと判断されます。

以上のことから売買の7番は、農地法第3条第2項各号の不許可の場合に当てはまらないと判断いたしました。

なお、譲受人は認定農業者ではありません。以上でございます。

○議長 次に、①売買の1番及び2番につきましては、同一の譲受人による申請であり、関連がございますので、一括して小委員長より小委員会報告をお願いいたします。

(森川 小委員長の挙手あり)

○議長 森川 小委員長

○小委員長 去る2月5日、午後1時から、市役所6階、中会議室におきまして、第1小委員会を開催いたしました。農業委員6名、農地利用最適化推進委員4名、合計10名の出席により、新規就農に係る面接の他、本総会に提案される各議案につきまして、事前審査を行いました。

農地法第3条の許可申請案件については写真による確認、農地法第5条及び農地法の規定に基づく許可を要しない土地の証明願については、現地確認を行いました。

議案第1号、農地法第3条①売買の1番及び2番につきましては、申請地は、成田国際文化会館の北東、県道成田下総線の北側に隣接する農地で、田として管理されておりました。

審査の結果、異議はございませんでした。以上でございます。

○議長 ただ今の説明及び報告につきまして、①売買の1番及び2番に関するご意見・ご質問をお願いいたします。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしの声がございましたので、①売買の1番及び2番を採決いたします。

なお、採決は案件ごとに行います。それでは①売買の1番について、小委員長報告のとおり、賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長 挙手全員でございます。よって、農地法第3条①売買の1番は可決されました。

続きまして、①売買の2番について、小委員長報告のとおり、賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長 挙手全員でございます。よって、農地法第3条①売買の2番は可決されました。

続きまして、①売買の３番について、小委員長より小委員会報告をお願いいたします。

(森川 小委員長の挙手あり)

○議長 森川 小委員長

○小委員長 議案第１号、農地法第３条①売買の３番につきましては、申請地は、新川共同利用施設の南、市道新川機場線の東及び西側に位置する農地で、田として管理されておりました。

審査の結果、異議はございませんでした。以上でございます。

○議長 ただ今の報告につきまして、①売買の３番に関するご意見・ご質問をお願いいたします。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしの声がございましたので、①売買の３番を採決いたします。本案について、小委員長報告のとおり、賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長 挙手全員でございます。よって、農地法第３条①売買の３番は可決されました。

続きまして、①売買の４番について、小委員長より小委員会報告をお願いいたします。

(森川 小委員長の挙手あり)

○議長 森川 小委員長

○小委員長 議案第１号、農地法第３条①売買の４番につきましては、申請地は、大栄みらい学園の東、市道渡内伊能原線の東側に隣接する農地で、畑として管理されておりました。

審査の結果、異議はございませんでした。以上でございます。

○議長 ただ今の報告につきまして、①売買の４番に関するご意見・ご質問をお願いいたします。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしの声がございましたので、①売買の４番を採決いたします。本案について、小委員長報告のとおり、賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長 挙手全員でございます。よって、農地法第３条①売買の４番は可決されました。

続きまして、①売買の５番について、小委員長より小委員会報告をお願いいたします。

(森川 小委員長の挙手あり)

○議長 森川 小委員長

○小委員長 議案第1号、農地法第3条①売買の5番につきましては、申請地は、海老川共同利用施設の北西、市道赤荻海老川線を東側に入った農地で、畑として管理されておりました。

審査の結果、異議はございませんでした。以上でございます。

○議長 ただ今の報告につきまして、①売買の5番に関するご意見・ご質問をお願いいたします。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしの声がございましたので、①売買の5番を採決いたします。本案について、小委員長報告のとおり、賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長 挙手全員でございます。よって、農地法第3条①売買の5番は可決されました。

続きまして、①売買の6番について、小委員長より小委員会報告をお願いいたします。

(森川 小委員長の挙手あり)

○議長 森川 小委員長

○小委員長 議案第1号、農地法第3条①売買の6番につきましては、申請地は、南三里塚共同利用施設の南、国道296号線の南及び北側に位置する農地で、畑として管理されておりました

審査の結果、異議はございませんでした。以上でございます。

○議長 ただ今の報告につきまして、①売買の6番に関するご意見・ご質問をお願いいたします。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしの声がございましたので、①売買の6番を採決いたします。本案について、小委員長報告のとおり、賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長 挙手全員でございます。よって、農地法第3条①売買の6番は可決されました。

続きまして、①売買の7番について、小委員長より小委員会報告をお願いいたします。

(森川 小委員長の挙手あり)

○議長 森川 小委員長

○小委員長 議案第1号、農地法第3条①売買の7番につきましては、申請地は、大栄工業団地の南西、県道横芝下総線を東側に入った農地で、畑として管理されておりました。また新規就農のため、小委員会で面接調査を行いました。

営農計画としては、甘藷を作付けする計画で、従事者については、妻と二人で当面

は耕作し、将来可能であれば娘夫婦も参加するとのことでした。また、農業経験は10年ほど作付け以外の作業を手伝いながら、昨年作付けについても試しに行ったとのことでした。機械はトラクターとユンボは所有しており、その他の機械については周辺に居住する協力者から借りるとのことでした。

審査の結果、異議はございませんでした。以上でございます。

○議長 ただ今の報告につきまして、①売買の7番に関するご意見・ご質問をお願いいたします。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしの声がございましたので、①売買の7番を採決いたします。本案について、小委員長報告のとおり、賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長 挙手全員でございます。よって、農地法第3条①売買の7番は可決されました。

続きまして、②贈与について審議いたします。法令に基づく詳細な説明をお願いいたします。

(宮内主査の挙手あり)

○議長 宮内主査

○宮内主査 3条②贈与の1番及び2番につきましては、提出されました許可申請書及び添付書類等を事前調査しましたところ、許可基準第1号の「農地のすべてを効率的に利用して耕作の事業を行うこと」については、要件を満たしております。

許可基準第4号の「農作業に常時従事すること」については、農作業に従事する日数が年間150日以上であり、要件を満たしております。

許可基準第6号の「地域との調和要件」ですが、贈与の1番及び2番は、田5筆、畑2筆を取得し、田では飼料用米、畑では甘藷を作付けしたいという営農計画です。

取得後において行う耕作の内容並びにその農地の位置及び規模からみて、農地の集団化、農作業の効率化、その他周辺の地域における農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障を生じないと判断されます。

以上のことから贈与の1番及び2番は、農地法第3条第2項各号の不許可の場合に当てはまらないと判断いたしました。

なお、受贈者は認定農業者です。以上でございます。

○議長 次に、②贈与の1番及び2番につきましては、同一世帯による申請であり、関連がございますので、一括して小委員長より小委員会報告をお願いいたします。

(森川 小委員長の挙手あり)

○議長 森川 小委員長

○小委員長 議案第1号、農地法第3条②贈与の1番及び2番につきましては、申請地

は、1 番につきましては、名木コミュニティセンターの南東、市道名木前原線の西側に隣接する農地及び、同じく名木コミュニティセンターの北西、市道中里名木線の北側に隣接する農地で、畑として管理されておりました。

また2 番につきましては、大栄消防署下総分署の南、県道成田下総線の西側及び、同じく大栄消防署下総分署の西、市道中里名木線の西側に隣接する農地で、田として管理されておりました。

審査の中で委員より、「1 番の1 5 4 5 番1 については、現地にある太陽光パネルは営農型太陽光発電設備で、耕作者は受贈者という認識でよいか。」という質問があり、事務局からは、「委員ご指摘のとおり、元々5 条による営農型太陽光の許可及び3 条による使用貸借権を設定していたものを、今回贈与するという形になります。」との回答がありました。

審査の結果、異議はございませんでした。以上でございます。

○議長 ただ今の説明及び報告につきまして、②贈与の1 番及び2 番に関するご意見・ご質問をお願いいたします。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしの声がございましたので、②贈与の1 番及び2 番を採決いたします。なお、採決は案件ごとに行います。それでは②贈与の1 番について、小委員長報告のとおり、賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長 挙手全員でございます。よって、農地法第3 条②贈与の1 番は可決されました。

続きまして、贈与の2 番について、小委員長報告のとおり、賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長 挙手全員でございます。よって、農地法第3 条②贈与の2 番は可決されました。

続きまして、③使用貸借権の設定について審議いたします。法令に基づく詳細な説明をお願いいたします。

(宮内主査の挙手あり)

○議長 宮内主査

○宮内主査 3 条③使用貸借権の設定の1 番につきましては、提出されました許可申請書及び添付書類等を事前調査しましたところ、許可基準第1 号の「農地のすべてを効率的に利用して耕作の事業を行うこと」については、要件を満たしております。

許可基準第4 号の「農作業に常時従事すること」については、農作業に従事する日数が年間1 5 0 日以上であり、要件を満たしております。

許可基準第6 号の「地域との調和要件」ですが、使用貸借権の設定の1 番は、畑

12筆を借り受け、甘藷及び人参を作付けしたいという営農計画です。

取得後に行う耕作の内容並びにその農地の位置及び規模からみて、農地の集団化、農作業の効率化、その他周辺の地域における農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障を生じないと判断されます。

以上のことから使用貸借権の設定の1番は、農地法第3条第2項の各号の不許可の場合に当てはまらないと判断いたしました。

なお、借受人は認定農業者です。以上でございます。

○議長 次に、③使用貸借権の設定の1番について、小委員長より小委員会報告をお願いいたします。

(森川 小委員長の挙手あり)

○議長 森川 小委員長

○小委員長 議案第1号、農地法第3条③使用貸借権の設定の1番につきましては、申請地は、所二公民館の西及び南並びに北、市道所12号線の南側に位置する農地で、畑として管理されておりました。

審査の結果、異議はございませんでした。以上でございます。

○議長 ただ今の説明及び報告につきまして、③使用貸借権の設定の1番に関するご意見・ご質問をお願いいたします。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしの声がございましたので、③使用貸借権の設定の1番を採決いたします。本案について、小委員長報告のとおり、賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長 挙手全員でございます。よって、農地法第3条③使用貸借権の設定の1番は可決されました。

続きまして、④賃借権の設定について審議いたします。法令に基づく詳細な説明をお願いいたします。

(宮内主査の挙手あり)

○議長 宮内主査

○宮内主査 3条④賃借権の設定の1番及び2番につきましては、法人による農地への賃借権の設定でございますが、法人形態は合同会社、事業要件は必須条件の農業について、農産物の生産と販売が定款及び登記事項証明書の目的欄に記載されております。構成員要件の構成員は1名であり、議決権要件については、構成員である役員1名が法人の農業の常時従事者であり、その者の議決権の割合は100%となり、総数の過半を満たしております。

また、業務執行権要件は、構成員である役員1名が法人の農業に常時従事しており

ます。このことから、農地所有適格法人の要件を満たしております。

提出されました許可申請書及び添付書類等を事前調査しましたところ、許可基準第1号の「農地のすべてを効率的に利用して耕作の事業を行うこと」については、要件を満たしております。

許可基準第4号の「農作業に常時従事すること」については、農作業に従事する日数が年間150日以上であり、要件を満たしております。

許可基準第6号の「地域との調和要件」ですが、賃借権の設定の1番及び2番は田3筆を賃借し、ホールクロープを作付けしたいという営農計画です。

取得後において行う耕作の内容並びにその農地の位置及び規模からみて、農地の集団化、農作業の効率化、その他周辺の地域における農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障を生じないと判断されます。

以上のことから賃借権の設定の1番及び2番は、農地法第3条第2項の各号の不許可の場合に当てはまらないと判断いたしました。

なお、賃借人は認定農業者ではありません。以上でございます。

○議長 次に、④賃借権の設定の1番及び2番につきましては、同一の賃借人による申請であり、関連がございますので、一括して小委員長より小委員会報告をお願いいたします。

(森川 小委員長の挙手あり)

○議長 森川 小委員長

○小委員長 議案第1号、農地法第3条④賃借権の設定の1番及び2番につきましては、申請地は、高岡保育園の北、市道小浮大和田線の東側及び西側並びに市道大和田追越小浮線の東側に隣接する農地で、田として管理されておりました。また、新規就農のため、小委員会で面接調査を行いました。

営農計画としては、ホールクロープを作付けする計画で、従事者については主に賃借人と叔父が必要に応じて協力してくれるとのことでした。農業経験は3年ほど現地での作業を行っており、現在も市原市から毎日通作しているとのことでした。

審査の結果、異議はございませんでした。以上でございます。

○議長 ただ今の説明及び報告につきまして、④賃借権の設定の1番及び2番に関するご意見・ご質問をお願いいたします。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしの声がございましたので、④賃借権の設定の1番及び2番を採決いたします。なお、採決は案件ごとに行います。

それでは、④賃借権の設定の1番について、小委員長報告のとおり、賛成の委員の挙手を求めます。

○議長 挙手全員でございます。よって、農地法第3条④賃借権の設定の1番は可決されました。続きまして、④賃借権の設定の2番について、小委員長報告のとおり賛成の委員の挙手を求めます。

○議長 挙手全員でございます。よって、農地法第3条④賃借権の設定の2番は可決されました。

以上で、議案第1号の審議を終わらせていただきます。退室されていた委員の入室をお願いいたします。

(藤崎 委員 入室)

○議長 次に、議案第2号、農地法第5条の規定による許可申請について、を提案いたします。

事務局より説明をお願いいたします。

(井上事務局長の挙手あり)

○議長 井上事務局長

○井上事務局長 議案集9ページをお開きください。

「議案第2号、農地法第5条の規定による許可申請について」でございます。全体で6件の申請がございました。

①売買でございます。3件の申請がございました。

1番、台方にお住まいの譲受人が、同じく台方にお住まいの譲渡人が所有する、台方の畑1筆の一部、83.55㎡を売買により取得し、「貸駐車場用地」として、転用したいという申請でございます。資料につきましては、総会資料11ページが案内図、12ページが公図の写しでございます。

2番は取り下げとなっております。

続きまして3番は、西大須賀にお住まいの譲受人が、同じく西大須賀にお住まいの譲渡人が所有する、西大須賀の畑1筆、283㎡を売買により取得し、「専用住宅用地」として、転用したいという申請でございます。総会資料の15ページが案内図、16ページが公図の写しでございます。

議案集10ページでございます。

4番は、譲受人である市川市の法人が、前林にお住まいの譲渡人が所有する、前林の畑1筆、157㎡を売買により取得し、「農業用資材置場用地」として、転用したいという申請でございます。総会資料17ページが案内図、18ページが公図の写しでございます。

続きまして②使用貸借権の設定でございます。1件の申請がございました。

1番、竜台にお住まいの借受人が、貸付人である妻が所有する、竜台の畑1筆の一

部、40.92㎡に使用貸借権を設定し、「農家住宅用地」として転用したいという申請でございます。総会資料の19ページが案内図、20ページが公図の写しでございます。

議案集11ページでございます。

③賃借権の設定でございます。新規の許可申請が1件、許可後の計画変更承認が1件、合計2件の申請がございました。

1番、賃借人である多古町の法人が、賃貸人である古込の法人が所有する、十余三の畑1筆の一部、540.87㎡に賃借権を設定し、「水資源機構発注工事に伴う進入路用地」として、令和6年5月28日まで、一時転用したいという申請でございます。総会資料の21ページが案内図、22ページが公図の写しでございます。

続きまして、2番の「許可後の計画変更承認」でございます。

賃借人である旭市の法人が、芝にお住まいの賃貸人が所有する、芝の畑1筆、724㎡に賃借権を設定し、工期の延長に伴い一時転用期間を延長し、「圏央道尾羽根川橋下部工事に伴う仮設事務所及び資材置場用地」として、令和6年8月10日まで使用したいという申請でございます。総会資料の23ページが案内図、24ページが公図の写しでございます。

以上で「議案第2号、地法第5条の規定による許可申請について」の説明を終わらせていただきます。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長 それでは、農地法第5条①売買の1番について審議いたします。法令に基づく詳細な説明をお願いいたします。

(青柳主査の挙手あり)

○議長 青柳主査

○青柳主査 5条①売買の1番です。

農地の区分は、農用地区域内にある農地のため、令和5年8月18日公告により除外済みです。除外後は、農業公共投資の対象となっていない小集団農地のため、第2種農地に該当します。

転用目的は、貸駐車場用地です。法5条申請に係るもので、一括して企業等に貸し付ける場合は、原則として許可しないものとするとなっておりますが、会社の役員が取得・整備し、当該会社に貸し付けるものであるため、許可出来る例外規定に該当します。

資力及び信用については、残高証明書が添付されており、信用性について問題となる点は認められません。

申請の用途に供することの確実性については、令和6年4月1日着手、令和8年3月31日完了の予定です。

計画面積の妥当性については、事業計画書及び土地利用計画図を審査した結果、妥当な面積であると判断いたしました。

周辺農地の営農への支障について、雨水による土砂の流出防止については、雨水は自然浸透とする計画です。また、農業用の用排水施設への支障、集団的に存在する農地の分断、日照及び通風等への支障はありません。

その他の検討事項については、該当ありません。以上でございます。

○議長 次に、①売買の1番につきまして、小委員長より小委員会報告をお願いいたします。

(森川 小委員長の挙手あり)

○議長 森川 小委員長

○小委員長 議案第2号、農地法第5条①売買の1番につきましては、申請地は台方公民館の西、市道宗吾北須賀線を南側に入った農地で、現況は畑として管理されておりました。

審査の結果、異議はございませんでした。以上でございます。

○議長 ただ今の説明及び報告につきまして、①売買の1番に関する、ご意見・ご質問をお願いいたします。

(湯浅委員の挙手あり)

○議長 湯浅委員

○湯浅委員 駐車場は1台あたり25㎡という要件があると思いますが、その点は問題ないのでしょうか。

(青柳主査の挙手あり)

○議長 青柳主査

○青柳主査 案内図、公図をご覧ください。申請地の北側に雑種地、さらに北側に市道が通っておりますが、その市道の拡幅工事に伴い、既存の駐車場用地として使っている雑種地の部分が道路用地となることから、不足するその部分を補うため、今回の申請地に下がる形となります。

実際に使っている台数を基に算出しておりますので、1台当たりの面積要件には該当しません。

○議長 その他ございませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしの声がございましたので、①売買の1番を採決いたします。本案について、小委員長報告のとおり、賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長 挙手全員でございます。よって、農地法第5条①売買の1番は可決されました。

続きまして、農地法第5条①売買の2番は、取り下げとなりましたので、①売買の3番を審議いたします。法令に基づく詳細な説明をお願いいたします。

(青柳主査の挙手あり)

○議長 青柳主査

○青柳主査 5条①売買の3番です。

農地の区分は、農用地区域内にある農地のため、令和5年11月22日公告により除外済みです。除外後は、第2種農地です。

転用目的は、専用住宅用地です。

資力及び信用については、融資見込証明書が添付されており、信用性について問題となる点は認められません。

申請の用途に供することの確実性については、令和6年3月25日着手、令和6年8月31日完了の予定です。

計画面積の妥当性については、農地283平方メートルの他、雑種地を合わせた計345平方メートルの敷地に、建築面積約88平方メートルの専用住宅を設ける計画であり、指針に示す基準の範囲内であり、かつ一般専用住宅の上限である、おおむね500平方メートルを下回っていることから妥当な計画面積となっております。

周辺農地の営農への支障について、雨水については、浸透枳を設置し、オーバーフロー分を市道側溝へ放流する計画です。また、農業用の用排水施設への支障、集団的に存在する農地の分断、日照及び通風等への支障はありません。

その他の検討事項については、該当ありません。以上でございます。

○議長 次に、①売買の3番につきまして、小委員長より小委員会報告をお願いいたします。

(森川 小委員長の挙手あり)

○議長 森川 小委員長

○小委員長 議案第2号、農地法第5条①売買の3番につきましては、申請地は、西大須賀共同利用施設の南西、市道西大須賀浅間作線の北側に隣接する農地で、現況は耕作されておらず、草刈り管理がされ、更地のような状態でした。

審査の結果、異議はございませんでした。以上でございます。

○議長 ただ今の説明及び報告につきまして、①売買の3番に関する、ご意見・ご質問をお願いいたします。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしの声がございましたので、①売買の3番を採決いたします。本案について、小委員長報告のとおり、賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長 挙手全員でございます。よって、農地法第5条①売買の3番は可決されました。

続きまして、農地法第5条①売買の4番を審議いたします。法令に基づく詳細な説明をお願いいたします。

(青柳主査の挙手あり)

○議長 青柳主査

○青柳主査 5条①売買の4番です。

農地の区分は、農用地区域内にある農地のため、令和5年12月13日公告により、農業振興地域整備計画において農業用施設用地として用途変更がなされ、農用地利用計画において指定された用途に供するために行われるものであることから、許可し得る農地に該当します。

転用目的は、農業用資材置場用地です。

資力及び信用については、預金通帳の写しが添付されており、信用性について問題となる点は認められません。

申請の用途に供することの確実性については、令和6年3月25日着手、令和6年3月29日完了の予定です。

計画面積の妥当性については、事業計画書及び土地利用計画図を審査した結果、妥当な面積であると判断いたしました。

周辺農地の営農への支障について、雨水による土砂の流出防止については、申請に係る農地はほぼ平坦な土地なので、自然浸透とする計画です。また、農業用の用排水施設への支障、集団的に存在する農地の分断、日照及び通風等への支障はありません。

その他の検討事項については、該当ありません。以上でございます。

○議長 次に、①売買の4番につきまして、小委員長より小委員会報告をお願いいたします。

(森川 小委員長の挙手あり)

○議長 森川 小委員長

○小委員長 議案第2号、農地法第5条①売買の4番につきましては、申請地は、多良貝駐在所の北東、市道多良貝大堀山線を北側に入った農地で、現況は耕作されておらず、草刈り管理がされ、更地のような状態でした。

審査の結果、異議はございませんでした。以上でございます。

○議長 ただ今の説明及び報告につきまして、①売買の4番に関する、ご意見・ご質問をお願いいたします。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしの声がございましたので、①売買の4番を採決いたします。本案について、小委員長報告のとおり、賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長 挙手全員でございます。よって、農地法第5条①売買の4番は可決されました。

次に、農地法第5条②使用貸借権の設定の1番について審議いたします。法令に基づく詳細な説明をお願いいたします。

(青柳主査の挙手あり)

○議長 青柳主査

○青柳主査 5条②使用貸借権の設定の1番です。

農地の区分は、第1種農地です。

第1種農地は、原則として許可をすることができないとされていますが、住宅で集落に接続して設置されるものであるため、許可できる例外規定に該当します。

転用目的は、農家住宅用地です。

資力及び信用については、残高証明書が添付されており、信用性について問題となる点は認められません。

申請の用途に供することの確実性については、令和6年3月25日着手、令和6年8月31日完了の予定です。

計画面積の妥当性については、宅地部分を含め約900平方メートルの敷地に、建築面積約132平方メートルの農家住宅を設ける計画であり、指針に示す基準の範囲内であり、かつ農家住宅の上限である、おおむね1,000平方メートルを下回っていることから妥当な計画面積となっております。

周辺農地の営農への支障について、雨水による土砂の流出防止については、雨水浸透枳を設置し、敷地内処理とする計画です。また、農業用の用排水施設への支障、集団的に存在する農地の分断、日照及び通風等への支障はありません。

その他の検討事項については、該当ありません。以上でございます。

○議長 次に、②使用貸借権の設定の1番につきまして、小委員長より小委員会報告をお願いいたします。

(森川 小委員長の挙手あり)

○議長 森川 小委員長

○小委員長 議案第2号、農地法第5条②使用貸借権の設定の1番につきましては、申請地は、竜台共同利用施設の北東、市道竜台坂下沖線を南側に入った農地で、現況は耕作されておらず、草刈り管理がされ、更地のような状態でした。

審査の結果、異議はございませんでした。以上でございます。

○議長 ただ今の説明及び報告につきまして、②使用貸借権の設定の1番に関する、ご意見・ご質問をお願いいたします。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしの声がございましたので、②使用貸借権の設定の1番を採決いたします。

本案について、小委員長報告のとおり、賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長 挙手全員でございます。よって、農地法第5条②使用貸借権の設定の1番は可決されました。

次に、③賃借権の設定の1番について審議いたします。法令に基づく詳細な説明をお願いいたします。

(青柳主査の挙手あり)

○議長 青柳主査

○青柳主査 5条③賃借権の設定の1番です。

農地の区分は、農業公共投資の対象となっていない小集団農地のため、第2種農地に該当します。転用目的は、水資源機構発注工事に伴う進入路用地です。

資力及び信用については、残高証明書が添付されており、信用性について問題となる点は認められません。

申請の用途に供することの確実性については、令和6年3月1日着手、令和6年5月28日完了の予定です。

計画面積の妥当性については、事業計画書及び土地利用計画図を審査した結果、妥当な面積であると判断いたしました。

周辺農地の営農への支障について、雨水による土砂の流出防止については、雨水は自然浸透とする計画です。なお、農業用の用排水施設への支障、集团的に存在する農地の分断、日照及び通風等への支障はありません。

一時転用である場合の妥当性については、転用目的、期間等、特に問題は認められません。

その他の検討事項については、該当ありません。以上でございます。

○議長 次に、③賃借権の設定の1番につきまして、小委員長より小委員会報告をお願いいたします。

(森川 小委員長の挙手あり)

○議長 森川 小委員長

○小委員長 議案第2号、農地法第5条③賃借権の設定の1番につきましては、申請地は、成田市市民農園の北東、県道久住停車場十余三線の東側に隣接する農地で、現況は耕作されておらず、草刈り管理がされ、更地のような状態でした。

審査の結果、異議はございませんでした。以上でございます。

○議長 ただ今の説明及び報告につきまして、③賃借権の設定の1番に関する、ご意見・ご質問をお願いいたします。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしの声がございましたので、③賃借権の設定の1番を採決いたします。
本案について、小委員長報告のとおり、賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長 挙手全員でございます。よって、農地法第5条②使用賃借権の設定の1番は可決されました。

続きまして、農地法第5条③賃借権の設定の2番、許可後の計画変更承認について審議いたします。法令に基づく詳細な説明をお願いいたします。

(青柳主査の挙手あり)

○議長 青柳主査

○青柳主査 5条③賃借権の設定、許可後の計画変更承認の2番です。

農地の区分については、農業公共投資の対象となっていない小集団農地のため、第2種農地に該当します。

計画変更の審査基準への適合状況については、事業計画の変更が故意や重大な過失によるものでなく、やむを得ない理由によるものと認められること。事業計画に従って実施されることが確実であること。周辺農地等に及ぼす影響が、変更前に比べて増加しないこと。という要件をすべて満たしていると思われま。

次に、転用許可基準による検討事項ですが、資力及び信用については、残高証明書が添付されており、信用性について問題となる点は認められません。

申請の用途に供することの確実性については、現在申請の用途である圏央道尾羽根川橋下部工事に伴う仮設事務所及び資材置場用地として使用中です。

周辺農地の営農への支障について、事業は令和5年10月に許可を受けて行われているもので、土砂の流出、農業用の用排水施設への支障、集団的に存在する農地の分断、日照及び通風等への支障はありません。

一時転用である場合の妥当性については、転用目的、期間等、特に問題は認められません。

その他の検討事項については、該当ありません。以上でございます。

○議長 次に、③賃借権の設定の2番、許可後の計画変更承認につきまして、小委員長より小委員会報告をお願いいたします。

(森川 小委員長の挙手あり)

○議長 森川 小委員長

○小委員長 議案第2号、農地法第5条③賃借権の設定の2番、許可後の計画変更承認

につきましては、申請地は、芝共同利用施設の東、市道芝昭栄線の北側に隣接する農地で、現況は許可どおり圏央道尾羽根川橋下部工事に伴う仮設工事事務所及び資材置場用地として、利用されておりました。

審査の結果、異議はございませんでした。以上でございます。

○議長 ただ今の説明及び報告につきまして、③賃借権の設定の２番、許可後の計画変更承認に関するご意見・ご質問をお願いいたします。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしの声がございましたので、③賃借権の設定の２番、許可後の計画変更承認を採決いたします。

本案について、小委員長報告のとおり、賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長 挙手全員でございます。よって、農地法第５条③賃借権の設定の２番、許可後の計画変更承認は可決されました。

以上で、議案第２号の審議を終わらせていただきます。

○議長 次に、議案第３号、農地法の規定に基づく許可を要しない土地の証明願について、を提案いたします。事務局より説明をお願いいたします。

(井上事務局長の挙手あり)

○議長 井上事務局長

○井上事務局長 議案集１２ページをご覧ください。

「議案第３号 農地法の規定に基づく許可を要しない土地の証明願について」でございます。１件の申請がございました。

本来、農地の地目変更登記の手続きに際しましては、農地法による許可書に基づいた転用事実確認証明書を添付しなければ地目変更をすることはできません。今回の申請は、農地法の所定の許可を得ないまま２０年以上経過し、この間、農地法第５１条の規定による違反転用の処分を受けていない土地について、農地法の規定に基づく許可を要しない旨の千葉県知事等の証明を受けようとするものでございます。

１番、酒々井町にお住まいの申請人が、駒井野の畑１筆、６１３㎡を「平成１０年以前から駐車場及び資材置き場用地として使用しているため、地目変更をしたい」との事由により、農地法の規定に基づく許可を要しない土地の証明願が提出されたものでございます。証明願には、２０年以上前（撮影年月日：平成１５年２月２８日）に撮影された航空写真が添付されており、この間、農地法第５１条の規定による違反転用の処分は受けておりません。総会資料の２５ページが案内図、２６ページが公図の写しでございます。

なお、この証明は、「千葉県農地転用関係事務指針」に基づくものであり、本来は、農地法に基づく農地転用許可が必要であるにもかかわらず、許可を受けずに不動産登記法の手続きのみで地目変更がなされることを抑制するため、法務局及び登記官の協力を得て、指導による農地法等の法令遵守の効果を期待するものであり、不動産登記法による登記手続の運用を妨げるものではありません。

以上で「議案第3号 農地法の規定に基づく許可を要しない土地の証明願について」の説明を終わらせていただきます。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長 次に、議案第3号について、小委員長より小委員会報告をお願いいたします。

(森川 小委員長の挙手あり)

○議長 森川 小委員長

○小委員長 議案第3号、農地法の規定に基づく許可を要しない土地の証明願の1番につきましては、申請地は、さくらの山の南、市道南三里塚駒井野線の東側に隣接する農地で、現況は資材置場用地として使用されておりました。

審査の結果、異議はございませんでした。以上でございます。

○議長 ただ今の説明及び報告につきまして、ご意見・ご質問をお願いいたします。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしの声がございましたので、議案第3号を採決いたします。

本案について、小委員長報告のとおり、賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長 挙手全員でございます。よって、議案第3号は可決されました。

以上で、議案第3号の審議を終わらせていただきます。

○議長 次に、議案第4号、令和5年度、第13次農用地利用集積計画の決定については、農業委員会等に関する法律第31条の規定により、藤崎 委員は、議事に参与できませんので、暫時退室願います。

(藤崎 委員 退室)

○議長 それでは、議案第4号、令和5年度、第13次農用地利用集積計画の決定について、を提案いたします。事務局より説明をお願いいたします。

(井上事務局長の挙手あり)

○議長 井上事務局長

○井上事務局長 議案集13ページでございます。

「議案第4号 令和5年度 第13次農用地利用集積計画の決定について」でございます。

成田市長より、14ページに記載のとおり、「令和5年度 第13次農用地利用集積

計画（案）について」の協議がありましたので、提出いたします。

計画の概略につきまして、15ページから18ページの総括表により、ご説明いたします。なお、詳細の農用地利用集積計画一覧表につきましては、19ページから28ページをご覧ください。

それでは、議案集15ページをご覧ください。

1. 利用権設定、すべて賃借権でございます。

契約期間3年のものが、5, 167㎡、田7筆1件で、詳細は19ページの1番でございます。契約期間6年のものが、24, 201㎡、田17筆2件、22, 450㎡、畑が1筆1件、1, 751㎡で、詳細は19ページの2番から4番でございます。

契約期間10年のものが、11, 713㎡、畑5筆1件で、詳細は20ページの5番でございます。

合計の契約面積は41, 081㎡、田24筆3件で27, 617㎡、畑は6筆2件、13, 464㎡でございます。

内訳につきましては、新規設定が、すべて畑で6筆2件、契約面積13, 464㎡、再設定が、すべて田で24筆3件、契約面積27, 617㎡でございます。

議案集16ページでございます。

続きまして、2. 利用権設定、成田国際空港株式会社分でございます。

はじめに使用賃借権でございます。

契約期間1年のものが、34, 093㎡、田2筆2件で3, 222㎡、畑が20筆3件、30, 871㎡で、詳細は21ページの1番から3番でございます。

契約期間3年のものが、46, 779㎡、畑22筆3件で、詳細は21ページの4番から22ページの6番でございます。

続きまして、賃借権でございます。

契約期間2年のものが、4, 924㎡、田2筆1件で、詳細は22ページの7番でございます。

契約期間3年のものが、84, 894. 56㎡、田が45筆10件、63, 266㎡、畑が19筆4件、21, 628. 56㎡で、詳細は22ページの8番から24ページの19番でございます。

合計の契約面積は170, 690. 56㎡、田49筆13件、71, 412㎡、畑が61筆10件、99, 278. 56㎡でございます。

内訳につきましては、新規設定が、契約面積82, 412. 56㎡、田が13筆4件、14, 849㎡、畑が41筆8件、67, 563. 56㎡、再設定は、契約面積88, 278㎡、田36筆10件で56, 563㎡、畑が20筆5件、31, 715㎡でございます。

続きまして、議案集 17 ページでございます。

3-1. 集積計画一括方式による利用権設定でございます。

はじめに使用貸借権でございます。

契約期間 5 年のものが、6, 554 m²、畑 1 筆 1 件で、詳細は 25 ページの 1 番でございます。

続きまして、賃借権でございます。契約期間 10 年のものが、31, 030 m²、田 16 筆 7 件、26, 428 m²、畑が 2 筆 2 件、4, 602 m²で、詳細は 25 ページの 2 番から 26 ページの 10 番でございます。

合計の契約面積は 37, 584 m²、田 16 筆 7 件、26, 428 m²、畑が 3 筆 3 件、11, 156 m²でございます。

内訳でございますが、新規設定が、契約面積 10, 003 m²、田 4 筆 3 件で、5, 401 m²、畑は 2 筆 2 件、4, 602 m²、再設定は、契約面積 27, 581 m²、田 12 筆 4 件で 21, 027 m²、畑が 1 筆 1 件、6, 554 m²でございます。

続きまして、3-2. 集積計画一括方式による利用権設定の転貸でございます。詳細につきましては、議案集 27 ページ及び 28 ページの農用地利用集積計画一覧表のとおりでございますが、中間管理権に基づく転貸となるため、先ほどご説明いたしました、3-1. 集積計画一括方式による利用権設定と同じ数値となっております。

議案集 18 ページでございます。

続きまして、4. 所有権移転でございます。1 件ございました。

詳細につきましては、議案集 29 ページに記載がございますので、29 ページをお開きください。

1 番、伊能にお住まいの譲受人が、同じく伊能にお住まいの譲渡人が所有する伊能の田 16 筆、合計 9, 685. 54 m²を成田市農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想に基づき売買をするものでございます。移転時期は、令和 6 年 4 月 15 日でございます。

本件につきましては、利用権設定に基づく賃貸借契約により、譲受人が賃借して耕作しておりましたが、この度、所有権移転に結びついたものでございます。

以上で「議案第 4 号 令和 5 年度 第 13 次農用地利用集積計画の決定について」の説明を終わらせていただきます。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長 次に、議案第 4 号について、小委員長より小委員会報告をお願いいたします。

(森川 小委員長の挙手あり)

○議長 森川 小委員長

○小委員長 議案第 4 号、令和 5 年度、第 13 次農用地利用集積計画の決定につきましては特に質疑はなく、審査の結果、異議はございませんでした。以上でございます。

○議長 ただ今の説明及び報告につきまして、ご意見・ご質問をお願いいたします。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしの声がございましたので、議案第4号、令和5年度、第13次農用地利用集積計画の決定について、を採決いたします。

本案について、小委員長報告のとおり、賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長 挙手全員でございます。よって、本案は可決されました。

以上で、議案第4号の審議を終わらせていただきます。退出されていた委員の入室をお願いいたします。

(藤崎 委員 入室)

○議長 次に、議案第5号、農用地利用集積等促進計画案(令和6年2月)については、農業委員会等に関する法律第31条の規定により、小川 委員、藤崎 委員の両名は、議事に参与できませんので、暫時退室願います。

(小川 委員、藤崎 委員 退室)

○議長 それでは、議案第5号、農用地利用集積等促進計画案(令和6年2月)について、を提案いたします。事務局より説明をお願いいたします。

(井上事務局長の挙手あり)

○議長 井上事務局長

○井上事務局長 議案集30ページでございます。

「議案第5号 農用地利用集積等促進計画案（令和6年2月）について」でございます。

本案は、利用集積計画により農地中間管理機構が貸手から借受けた農地を、この促進計画にて担い手等へ貸付ける内容でございます。

成田市長より、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定により、31ページに記載のとおり、農用地利用集積等促進計画案の意見聴取についての依頼がありましたので、提出いたします。計画の概略につきまして、33ページ及び34ページの総括表により、ご説明いたします。

なお、詳細の農用地利用集積等促進計画一覧表につきましては、35ページから45ページをご覧ください。

それでは、議案集33ページをご覧ください。

1-1. 促進計画一括方式による利用権設定でございます。

合計面積は115,625.91㎡、田81筆21件で87,862.91㎡、畑は12筆6件、27,763㎡で、詳細につきましては、議案集35ページから39

ページの促進計画一覧表のとおりでございます。

内訳につきましては、新規設定が、契約面積40,370㎡、田30筆9件で29,644㎡、畑が8筆4件、10,726㎡、再設定は、契約面積75,255,91㎡、田51筆14件で58,218,91㎡、畑が4筆4件、17,037㎡でございます。

続きまして、1－2. 促進計画一括方式による利用権設定の転貸でございます。詳細につきましては、議案集40ページから44ページの農用地利用集積等促進計画一覧表のとおりでございますが、利用権設定の転貸となるため、先ほどご説明いたしました、1－1. 促進計画一括方式による利用権設定と同じ数値となっておりますので、ご確認ください。

議案集34ページでございます。

2. 再配分の転貸でございます。

合計の契約面積は12,903㎡、田17筆5件で、詳細につきましては、議案集45ページの促進計画一覧表のとおりでございます。

以上で「議案第5号 農用地利用集積等促進計画案（令和6年2月）について」の説明を終わらせていただきます。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長 次に、議案第5号について、小委員長より小委員会報告をお願いいたします。

（森川 小委員長の挙手あり）

○議長 森川 小委員長

○小委員長 議案第5号、農用地利用集積等促進計画案（令和6年2月）につきましては、特に質疑はなく、審査の結果、異議はございませんでした。以上でございます。

○議長 ただ今の説明及び報告につきまして、ご意見・ご質問をお願いいたします。

（異議なしの声あり）

○議長 異議なしの声がございましたので、議案第5号、農用地利用集積等促進計画案（令和6年2月）について、を採決いたします。

本案について、小委員長報告のとおり、賛成の委員の挙手を求めます。

（挙手全員）

○議長 挙手全員でございます。よって、本案は可決されました。

以上で、議案第5号の審議を終わらせていただきます。退出されていた委員の入室をお願いいたします。

（小川 委員、藤崎 委員 入室）

○議長 次に、報告第1号、専決処分について、を議題とします。事務局より説明をお願いいたします。

(井上事務局長の挙手あり)

○議長 井上事務局長

○井上事務局長 それでは、議案集46ページをお開きください。

「報告第1号 専決処分について」でございます。

成田市農業委員会事務局処務規程第7条第1項の規定により、専決処分をしましたので、報告いたします。

議案集47ページでございます。

①農地法第3条の3第1項の規定による届出でございます。10件の届出がございました。この届出は、相続等により農地の権利を取得した場合の届出でございます。内容につきましては、記載のとおりでございます。書類を受理し、専決処分をいたしました。

続きまして、議案集51ページでございます。

②農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用の届出でございます。3件の届出がございました。この届出は、市街化区域内の農地の所有者が、自ら農地を転用する場合の届出でございます。内容につきましては、記載のとおりでございます。添付書類も含め完備しておりましたので、書類を受理し、専決処分をいたしました。

続きまして議案集52ページでございます。

③農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用の届出でございます。1件の届出がございました。この届出は、市街化区域内の農地を、所有者以外の者が、権利の移転や設定を受けて、転用する場合の届出でございます。内容につきましては、記載のとおりでございます。添付書類も含め完備しておりましたので、書類を受理し、専決処分をいたしました。

続きまして、議案集53ページでございます。④転用事実確認証明でございます。5条で5件の証明願がございました。この証明は、転用の許可や届出後に、申請内容どおり転用が完了しているかどうかを確認して、証明書を交付しているものでございます。内容につきましては、記載のとおりでございます。添付書類も含め完備しており、事務局職員が転用事実について現地調査したところ、記載内容のとおりでございましたので、事務局長専決により証明書を交付いたしました。

以上で「報告第1号 専決処分について」を終わらせていただきます。よろしくお願いたします。

○議長 次に、小委員長より小委員会報告をお願いいたします。

(森川 小委員長の挙手あり)

○議長 森川 小委員長

○小委員長 報告第1号、専決処分につきましては、農地法第4条第1項第7号の規定

による農地転用届出の説明の中で、委員より、民間会社による公衆用道路用地としての届出があるが、どういう内容かとの質問があり、事務局からは開発行為に伴う公衆用道路設置に係る届出であるとの説明がありました。

以上でございます。

○議長 ただ今の説明及び報告につきまして、ご意見・ご質問をお願いいたします。

(なしの声あり)

○議長 質問等が無いようですので、報告第1号を終了させていただきます。

○議長 次に、報告第2号、農地法第18条第6項の規定による通知について、を議題といたします。事務局より説明をお願いいたします。

(井上事務局長の挙手あり)

○議長 井上事務局長

○井上事務局長 それでは、議案集54ページをご覧ください。

「報告第2号 農地法第18条第6項の規定による通知について」でございます。

12件の通知がございました。賃借人及び賃貸人双方の合意に基づく賃貸借契約の合意解約通知でございます。添付書類も含め完備しておりましたので、書類を受理いたしました。

以上で「報告第2号 農地法第18条第6項の規定による通知について」を終わらせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長 次に、小委員長より小委員会報告をお願いいたします。

(森川 小委員長の挙手あり)

○議長 森川 小委員長

○小委員長 報告第2号、農地法第18条第6項の規定による通知につきましては、質問等はございませんでした。以上でございます。

○議長 ただ今の説明及び報告につきまして、ご意見・ご質問をお願いいたします。

(なしの声あり)

○議長 質問等が無いようですので、報告第2号を終了させていただきます。

○議長 次に、報告第3号、農地法の許可を要しない農地転用について、を議題といたします。事務局より説明をお願いいたします。

(井上事務局長の挙手あり)

○議長 井上事務局長

○井上事務局長 それでは、議案集57ページをご覧ください。

「報告第3号 農地法の許可を要しない農地転用について」でございます。4件の届出がございました。

①農地法施行規則第53条第5号の規定による届出でございますが、公共事業の施行に伴う廃土処理として4件の届出がございました。添付書類も含め完備しておりましたので、書類を受理いたしました。

以上で「報告第3号 農地法の許可を要しない農地転用について」を終わらせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長 次に、小委員長より小委員会報告をお願いいたします。

(森川 小委員長の挙手あり)

○議長 森川 小委員長

○小委員長 報告第3号、農地法の許可を要しない農地転用につきましては、質問等はございませんでした。以上でございます。

○議長 ただ今の説明及び報告につきまして、ご意見・ご質問をお願いいたします。

(なしの声あり)

○議長 質問等が無いようですので、報告第3号を終了させていただきます。

○議長 次に、報告第4号、農地等の現況に関する照会について、を議題といたします。
事務局より説明をお願いいたします。

(井上事務局長の挙手あり)

○議長 井上事務局長

○井上事務局長 議案集62ページをお開きください。

「報告第4号 農地等の現況に関する照会について」でございます。

①法務局の照会分として、千葉地方法務局香取支局より2件、成田出張所より2件、合計4件の照会がございました。

運営委員会などの際に現地調査を行っていただいた結果、記載内容のとおり回答しましたのでご報告いたします。

以上で「報告第4号 農地等の現況に関する照会について」を終わらせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長 次に、小委員長より小委員会報告をお願いいたします

(森川 小委員長の挙手あり)

○議長 森川 小委員長

○小委員長 報告第4号、農地等の現況に関する照会につきましては、質問等はございませんでした。以上でございます。

○議長 ただ今の説明及び報告につきまして、ご意見・ご質問をお願いいたします。

(なしの声あり)

○議長 質問等が無いようですので、報告第4号を終了させていただきます。

以上で、本日の議案審議並びに報告事項は、すべて終了いたしました。

長時間にわたり慎重審議、誠にありがとうございました。

これを持ちまして、第8回成田市農業委員会総会を閉会いたします。

(閉会 午後4時32分)

上記のとおり会議次第を記載し、相違ないことを証するため署名する。

令和6年2月8日

議事録署名人
